



## 意見書

### 4対16で否決

# カジノ解禁 推進法に反対を

週刊  
市議会報告

日本共産党

2016年12月19日

第1397号

【発行】

日本共産党  
浦安市議団

☎ & FAX

350-1243



市議会議員  
元木美奈子

入船 4-37-14  
☎355-8526  
minamotonton@  
jcom.home.ne.jp



市議会議員  
美勢麻里

北栄 2-3-16-203  
☎354-9269  
m5mise@jcom.  
home.ne.jp

12月議会最終日の16日、日本共産党と無党派議員（1名）が提出した「カジノ解禁推進法に反対する意見書」の採決が行われ、4対16で否決されました。

## 統合型リゾート 中心はカジノ！

刑法が禁じる賭博場・カジノを合法化するカジノ解禁推進法が再延長された国会で成立しました。

この法律は、国際観光と地域振興、税収増を図ることが目的であるなどとして、カジノにホテル、商業施設、展示場などの大型施設を併設する統合型リゾート（IR）をつくるとしています。しかし、中心になるのはカジノです。

## 営利目的で 賭博場を設置

カジノは賭博であり犯罪です。賭博は刑法で厳しく禁止されてきました。その理由は、賭博が歴史的に多くの重大犯罪を産み、多くの人々の不幸を招いてきたからにはなりません。ところが、この法律では歴史上初めて民間事業者が営利的で賭博場を開くことを認めるものです。

## 「カジノ解禁 行こうぞ」ではない！

発議提出者を代表して、美勢麻里議員は「日本では成人人口の5%が依存症で、国民がギャンブルで年間5兆6千億円もの損失を出している。すでに世界最悪のギャンブル

依存症大国である。依存症を増やさない唯一の方法は、カジノ・賭博そのものを解禁しないことである。」と提案理由を説明し、「カジノ解禁推進法」への反対を呼びかけ、賛同を求めました。

## 意見書への会派・議員の態度

賛成	日本共産党	元木美奈子・みせ麻里
	無党派	広瀬明子・折本ひとみ
反対	公明党	秋葉 要・中村理香子・一瀬健二
	自由民主党	岡本善徳・宝 新・西川嘉純
	無所属クラブ	辻田明・宮坂奈緒・
	かがやき	末益隆志・小林章宏・毎田潤子・
	市民の会	西山幸男・水野実
	徳風会	岡野純子・吉村啓治
無党派	柳毅一郎	

国会の採決では公明党の一部や民進党も法案に反対したにもかかわらず、浦安市議会ではこれらの政党の議員は、この意見書発議に反対するという態度をとりませんでした。法律が成立したものの、今後「実法」が成立しない限り、カジノ施設の開設を進めることはできません。日本共産党は今後もカジノにストップをかけるために全力を尽くします。

## 3分の1を市が活用

# 入船北小学校跡利用

# 実施事業者が決定！



- 市民大学
- 基幹相談支援センター
- 青少年サポート事業



3F	<b>浦安市の 活用エリア</b>	<b>事業者が使用する エリア</b>
2F		
1F		



事業名	事業者
主に高齢者の介護予防活動	浦安介護予防アカデミア
多世代地域活躍循環型 女性の地域活躍推進のための 創業支援事業	市民活動団体プリズム
障がい者の多機能型事業所の運営	特定非営利活動法人フレンズ
0歳からの成長発達支援事業	NPO法人発達わんぱく会
NPOステーション シェアオフィスと多目的交流スペース	特定非営利活動法人 浦安まちづくりネット
住民参加型生活支援事業	特定非営利活動法人 たすけあいはとぽっぽ
地域連携型子育て支援事業 「こんぺいとうテラス」	お助けねっと・こんぺいとう
入船北のわくわくはっぴ一本棚	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
手の舎 tenosya—デザインを軸とした 創作技術の習得と実践の場—	株式会社小川都市建築設計事務所

市は活用について「立地環境、行政需要などをふまえ、多角的な検討を行う」とする一方、事業アイデアを募集し、39件の応募の中から9事業を決定しました。また、左の図のように学校の1階から3階までの3分の1を浦安市が活用する方針を示し、市は、■市民大学（現在の美浜南小学校内の市民大学を移設）、■基幹相談支援センター（障がい者向け

## 9事業を決定

浦安市は平成27年3月31日に閉校した入船北小学校校跡地の活用について、事業のアイデアを公募してきました。やっと先月、9事業が決定し、実施事業者と事業内容が公表されました。

今年度予算には、浦安市が活用するエリアで必要な改修工事の設計費が計上されていましたが、年度内完了が見込めないとして、そのほとんどが来年度に繰り越されました。今後、市と事業者で準備会を設置し、開設準備を進め、平成30年度の早期の事業開始を目指します。

## 平成30年度の早期開設をめざす

制度の紹介、利用援助の相談などを行う）、■青少年サポート事業（小学生から25歳までの発達障害のある方とその疑いのある方を対象に療育支援や就労支援などをおこなう）の3事業を実施します。